

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	19
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	3
	25	採石業	52
	26	その他の鉱業	26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79
建設事業	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5
	35	建築事業（既設建築物設備工事を除く。）	11
	38	既設建築物設備工事	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	17
製造業	41	41 食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6
		65 たばこ等製造業 ※	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7
	51	非鉄金属精錬業	6.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
	90	船舶所有者の事業	49

※ 平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されます。

第二種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	4
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	4
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	6

第三種特別加入保険料率表

(単位:1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

対 象	第三種特別加入 保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

労務費率表

(平成27年4月1日施行)

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	労務費率	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	32	道路新設事業	20%	
	33	舗装工事業	18%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	25%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	40%
			その他のもの	22%
その他の建設事業			24%	